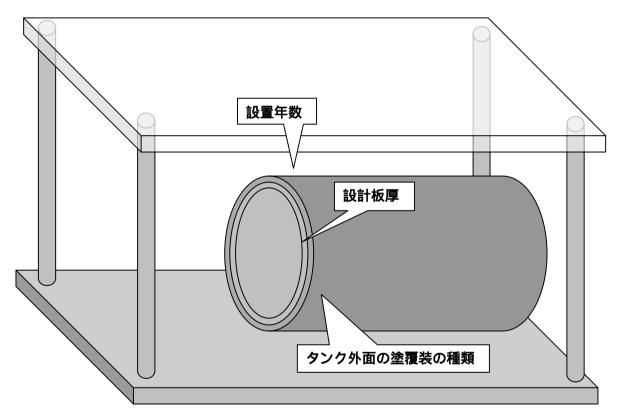
地下貯蔵タンクを所有する設置者の方へ

【既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等について】

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(平成22年総務省令第71号)及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(平成22年総務省告示第246号)がそれぞれ公布され、平成23年2月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、地盤面下に直接埋没された鋼製一重殻の地下貯蔵タンクのうち設置年数、塗覆装の種類及び設計板厚が一定の要件に該当するものを「腐食のおそれが特に高いもの」等として区分し、その区分に応じて、タンク内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置を講ずることを主な内容とするものです。



【地盤面下に直接埋没された鋼製一重殻の地下貯蔵タンクの例】

設置年数・・・当該地下貯蔵タンクの設置時の許可に係る完成検査済証の交付年月日を起算日とした年数

設計板厚・・・当該地下貯蔵タンクの設置時の板厚をいう。

なお、地下貯蔵タンクの仕様及び設置年数に応じて、腐食のおそれが特に高いタンク等の判定を行うことから、改正省令及び改正告示が施行された後も、地下貯蔵タンクの設置年数の経過に伴い、ある時点から腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等の要件に該当することとなる場合があり、その時点で内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置を講じる義務が生じます。

したがって、危険物施設で地下貯蔵タンクを所有している設置者の方は、当該タンクの仕様、 設置年数、今後の使用予定年数等を踏まえ適切な措置を講ずるようお願い致します。

また、地下貯蔵タンク内面のコーティング等の措置を講ずる必要があるタンクは、地盤面下 に直接埋没された鋼製一重殻の地下貯蔵タンクのうち次のとおりです。

【腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等の要件】

設置年数	塗覆装の種類	設計板厚
5 0 年以上のもの	アスファルト	全ての設計板厚
	モルタル	8.0 mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0 mm未満
	強化プラスチック	4.5 mm未満
40年以上50年未満	アスファルト	4.5 mm未満

《腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンクに講ずべき措置》

内面ライニング又は電気防食

【腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク等の要件】

設置年数	塗覆装の種類	設計板厚	
50年以上のもの	モルタル	8.0 mm以上	
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0 mm以上	
	強化プラスチック	4.5 mm以上	
		12.0 mm未満	
40年以上50年未満	アスファルト	4.5 mm以上	
	モルタル	6.0 mm未満	
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	4.5 mm未満	
	強化プラスチック	4.5 mm未満	
30年以上40年未満	アスファルト	6.0 mm未満	
	モルタル	4.5 mm未満	
20年以上30年未満	アスファルト	4.5 mm未満	

《腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに講ずべき措置》

内面ライニング若しくは**電気防食**又は<u>危険物の微小な漏れを検知することがで</u>きる常時監視装置の設置(注)

(注)例えば、高い精度でタンクの液面を管理することができる高精度液面計な どが該当します。

【経過措置】

「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」及び「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」に係る流出防止対策については、平成25年1月31日までの間は、なお従前の例によることされています。